

公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年4月14日

洲本市長 吉平 敏孝

## 1. 公募に関する事項

- 1) 件名：令和8年度洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託
- 2) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3) 公募内容：「令和8年度洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託」プロポーザル実施要領  
(以下「実施要領」という。)  
「令和8年度洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託」仕様書  
(以下「仕様書」という。) を参照・順守すること。

## 2. 契約金額の上限

限度額 12,000,000円(税込)

## 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 本市入札参加資格を有する者。
- (3) 参加申込書類提出期限(以下「基準日」という。)において、本市による指名停止又は入札参加資格制限を受けていない者。ただし、基準日以降であっても、契約締結日の前日までの間に本市による指名停止又は入札参加資格制限を受けた場合は、基準日に遡って参加資格がない者とみなし、契約は締結しない。
- (4) 基準日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実、又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを含む。)
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でない者。
- (7) 過去5年間、国又は地方公共団体が発注したネットワーク設計・構築業務の実績あるいは業務改革に係るコンサルティング業務の実績を有する者。

#### 4. 参加手続

##### 1) 問合せ先

住 所：〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市役所 教育委員会 教育総務課 担当：畑・堂谷

TEL：0799-22-3331 FAX：0799-26-1510

E-MAIL：Kyouso@city.sumoto.lg.jp

##### 2) 実施要領等の配布

本市ホームページからダウンロード

URL：<https://www.city.sumoto.lg.jp>

(1) 配布日：令和8年4月14日（火）から令和8年5月25日（月）まで

(2) 配布資料：① 実施要領

② 仕様書

③ 様式集

##### 3) 参加申込書類の提出

(1) 提出期限：令和8年5月12日（火）午後5時まで（厳守）。

(2) 提出先：洲本市教育委員会教育総務課とする。

(3) 提出方法：持参とする。

#### 5. プロポーザルの審査方法

1) 審査は、令和8年度洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、公正かつ公平な審査を適切に行う。

2) 内容を審査のうえ、評価得点の最も高い提案者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

3) 本件の参加者が1者であっても、プロポーザルの審査を行い、最優秀提案者を決定する。

#### 6. 審査結果

最優秀提案者を決定した後、速やかに本市ホームページで公表するとともに、その結果を最優秀提案者に通知する。

#### 7. 契約手続

1) 最優秀提案者は、本件に係る優先交渉権を有する。

2) 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。

3) 契約交渉により本市との合意に至った場合は、随意契約を行う。

#### 8. 支払条件

業務完了後一括支払とする。

#### 9. 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- 1) 提出書類に著しい不備や虚偽がある場合。
- 2) 著しく信義に反する行為または審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- 3) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状況に至った場合。
- 4) 期限を過ぎて書類が提出された場合。
- 5) その他、実施要領に違反した場合。

#### 10. その他

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。